

学校法人菊武学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人菊武学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県尾張旭市新居町山の田 3255 番地 5 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実にして創造性に富み、社会人として真に役立つ人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 名古屋産業大学
 - 大学院 環境マネジメント研究科
 - 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科
- (2) 名古屋経営短期大学
 - 未来キャリア学科
 - 子ども学科
 - 健康福祉学科
- (3) 菊華高等学校
 - 全日制課程普通科
 - 全日制課程情報ビジネス科
 - 通信制課程商業科
 - 通信制課程普通科
- (4) 菊武ビジネス専門学校
 - 商業実務専門課程
 - 商業実務高等課程
- (5) 菊武幼稚園
- (6) 専門学校名古屋ウェディング&フラワー・ビューティ学院
 - 商業実務専門課程
 - 文化・教養専門課程

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
尾張旭市立稲葉保育園の指定管理者としての請負業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8～11人
- (2) 監事 2～3人

2 理事のうち1人を理事長、1人を常務理事、1人を財務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長、常務理事、財務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 名古屋産業大学長、菊華高等学校長及び菊武ビジネス専門学校長
3人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 3～6人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ)の任期は4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残存期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長、常務理事、財務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に重大な違反があったとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に重大な違反があったとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第 11 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事、財務理事の職務)

第 12 条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の日常業務を処理する。

2 財務理事は、この法人の財務について理事長を補佐する。

(理事の代表権の制限)

第 13 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 14 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 19 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19～24 人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。ただし、理事長が評議員の職にあるときは、議長は理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 20 条 第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 21 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員等に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 22 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 8 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上のものうちから、理事会において選任した者 2 人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 9～14 人

2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第 24 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 25 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第 33 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

第 34 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越しするものとする。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録の備付け及び閲覧）

第 35 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員等に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務局に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第 36 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員等に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員等の報酬)

第 37 条 役員等に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 38 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 40 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあたっては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 41 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 42 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務局に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他の必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、菊武学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 理事（理事長、常務理事、財務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この法人の設立当初（昭和28年2月14日）の役員は、次のとおりとする。

理事長	高 木 武 彦
理 事	石 黒 幸 一
理 事	森 錬一郎
理 事	池 田 又 吉
理 事	岸 本 有
監 事	荒 谷 政 吉
監 事	安 藤 一 三

附 則

この寄附行為は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年12月9日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和55年2月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和62年12月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成元年2月10日）から施行する。

附 則

平成4年3月2日文部大臣の認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年3月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成8年5月13日）から施行する。

附 則

平成10年1月12日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

平成12年3月24日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年7月21日）から施行する。

附 則

平成14年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成15年5月29日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
2. 菊華高等学校 全日制課程商業科は、前項の規程にかかわらず、平成16年3月31日に在籍する生徒が卒業するまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
2. 名古屋経営短期大学 ビジネスコミュニケーション科及び経営情報科は、前項の規程にかかわらず、平成16年3月31日に在籍する学生が卒業するまでの間存続するものとする。

附 則

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年6月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年3月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年12月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成20年12月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年5月22日）から施行する。

附 則

平成23年2月9日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成27年2月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和元年7月5日）から施行する。

附 則

令和2年3月16部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 名古屋産業大学 大学院 環境マネジメント研究科 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 <u>経営専門職学科</u></p> <p>(2) 名古屋経営短期大学 未来キャリア学科 子ども学科 健康福祉学科</p> <p>(3) 菊華高等学校 全日制課程普通科 全日制課程情報ビジネス科 通信制課程商業科 通信制課程普通科</p> <p>(4) 菊武ビジネス専門学校 商業実務専門課程 商業実務高等課程</p> <p>(5) 菊武幼稚園</p> <p>(6) 専門学校名古屋ウェディング&フラワー・ビューティ学院 商業実務専門課程 文化・教養専門課程</p> <p><u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 名古屋産業大学 大学院 環境マネジメント研究科 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 名古屋経営短期大学 未来キャリア学科 子ども学科 健康福祉学科</p> <p>(3) 菊華高等学校 全日制課程普通科 全日制課程情報ビジネス科 通信制課程商業科 通信制課程普通科</p> <p>(4) 菊武ビジネス専門学校 商業実務専門課程 商業実務高等課程</p> <p>(5) 菊武幼稚園</p> <p>(6) 専門学校名古屋ウェディング&フラワー・ビューティ学院 商業実務専門課程 文化・教養専門課程</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

		設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
年 度		平成 30 年度	令和 1 年度	開設年度の前年度	開 設 年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	完 成 年 度	合 計	
区 分		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
設置経費	校 地 (うち造成費)	—	—	—	—	—	—	—	0	
	施 設	基 準 内	39,960	—	—	—	—	—	—	39,960
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—	0
	設 備	図 書	—	—	—	1,336	838	—	—	2,174
		教 具 校 具 備 品	—	—	—	14,000	—	—	—	14,000
	小 計		39,960	0	0	15,336	838	0	0	56,134
新設校の開設年度の経常経費		/	/	/	/	/	/	/		
合 計		39,960	0	0	15,336	838	0	0	56,134	

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	180,363 千円
		基 準 外	38,991 千円
	設 備	図 書	28,459 千円
		教具・校具・備品	10,091 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	56,134 千円	平成29年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から平成30年度に39,960千円（校舎増築費）を支出し、その残1,359,918千円のうち16,174千円を財源に充当する。
合 計	56,134 千円	

財 産 目 録 総 括 表

科目	年度	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)		令和元年度末 (開設年度の前々年度)		申 請 時 (令和2年3月31日)	
一 基本財産		10,450,601千円		10,303,979千円		10,303,979千円	
1 土地(団地別)							
大学・短大校地		75,215.86 m ²	3,703,998 千円	75,215.86 m ²	3,703,998 千円	75,215.86 m ²	3,703,998 千円
高等学校校地		39,652.95 m ²	1,024,728 千円	40,258.04 m ²	1,103,428 千円	40,258.04 m ²	1,103,428 千円
幼稚園校地		1,989.75 m ²	74,321 千円	1,989.75 m ²	74,321 千円	1,989.75 m ²	74,321 千円
菊専門学校校地		2,477.04 m ²	548,923 千円	2,477.04 m ²	548,923 千円	2,477.04 m ²	548,923 千円
N W F B校地		861.43 m ²	879,552 千円	861.43 m ²	879,552 千円	861.43 m ²	879,552 千円
寄宿舎敷地		642.15 m ²	33,233 千円	642.15 m ²	33,233 千円	642.15 m ²	33,233 千円
計		120,839.18 m ²	6,264,755 千円	121,444.27 m ²	6,343,455 千円	121,444.27 m ²	6,343,455 千円
2 建物							
(1) 校舎		34,467.02 m ²	3,116,222 千円	34,467.02 m ²	2,919,277 千円	34,467.02 m ²	2,919,277 千円
(2) 講堂・体育館		7,793.48 m ²	386,207 千円	7,793.48 m ²	381,699 千円	7,793.48 m ²	381,699 千円
(3) 寄宿舎等		1,410.85 m ²	52,096 千円	1,410.85 m ²	33,735 千円	1,410.85 m ²	33,735 千円
計		43,671.35 m ²	3,554,525 千円	43,671.35 m ²	3,334,711 千円	43,671.35 m ²	3,334,711 千円
3 機器備品		23,734 点	153,310 千円	23,605 点	167,427 千円	23,605 点	167,427 千円
4 図書		99,278 冊	343,287 千円	99,876 冊	344,381 千円	99,876 冊	344,381 千円
5 車両		6 台	1,000 千円	5 台	500 千円	5 台	500 千円
6 その他			133,724 千円		113,505 千円		113,505 千円
二 運用財産			3,560,175 千円		3,740,311 千円		3,740,311 千円
1 預貯金、現金			1,225,347 千円		1,359,919 千円		1,359,919 千円
2 特定資産			1,970,063 千円		2,000,000 千円		2,000,000 千円
3 土地			240,665 千円		240,665 千円		240,665 千円
4 有価証券			19,997 千円		19,997 千円		19,997 千円
5 その他			104,103 千円		119,730 千円		119,730 千円

科目 \ 年度	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)
三 負債額	1,093,282千円	1,234,944千円	1,234,944千円
1 固定負債	426,251 千円	416,382 千円	416,382 千円
(1) 長期借入金	30,000 千円	0 千円	0 千円
(2) 学校債	0 千円	0 千円	0 千円
(3) 長期未払金	37,490 千円	57,004 千円	57,004 千円
(4) 退職給与引当金	358,761 千円	359,378 千円	359,378 千円
2 流動負債	667,031 千円	818,562 千円	818,562 千円
(1) 短期借入金	34,439 千円	30,000 千円	30,000 千円
(2) 1年以内償還予定学校債	0 千円	0 千円	0 千円
(3) 未払金	51,962 千円	99,659 千円	99,659 千円
(4) 前受金	443,069 千円	547,866 千円	547,866 千円
(5) その他	137,561 千円	141,037 千円	141,037 千円
四 基本財産+運用財産	14,010,776 千円	14,044,290 千円	14,044,290 千円
五 純資産(四-三)	12,917,494 千円	12,809,346 千円	12,809,346 千円

貸借対照表

令和2年 3月31日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	12,566,700,572	12,683,541,473	△ 116,840,901
有形固定資産	10,544,644,592	10,691,266,520	△ 146,621,928
特定資産	2,000,000,000	1,970,062,753	29,937,247
その他の固定資産	22,055,980	22,212,200	△ 156,220
流動資産	1,477,589,782	1,327,235,102	150,354,680
資産の部合計	14,044,290,354	14,010,776,575	33,513,779
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	416,382,185	426,251,289	△ 9,869,104
流動負債	818,562,002	667,030,730	151,531,272
負債の部合計	1,234,944,187	1,093,282,019	141,662,168
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	18,097,360,309	18,031,443,577	65,916,732
第1号 基本金	17,788,360,309	17,753,443,577	34,916,732
第2号 基本金	120,000,000	90,000,000	30,000,000
第4号 基本金	189,000,000	188,000,000	1,000,000
繰越収支差額	△ 5,288,014,142	△ 5,113,949,021	△ 174,065,121
翌年度繰越収支差額	△ 5,288,014,142	△ 5,113,949,021	△ 174,065,121
純資産の部合計	12,809,346,167	12,917,494,556	△ 108,148,389
負債及び純資産の部合計	14,044,290,354	14,010,776,575	33,513,779

事業計画及びこれに伴う予算書
事業計画

1. 施設又は設備の整備等

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
(令和)2年度	四大 野球場土留め工事	330㎡	R2.4～R2.6	名古屋産業大学
	四大 教具・校具更新	プロジェクター2台他	R2.4～R3.3	〃
	四大 図書購入	400冊	R2.4～R3.3	〃
	短大 空調機更新	1号館153教室1台	R2.9～R3.3	名古屋経営短期大学
	短大 図書購入	内国書135冊 外国書50冊 他	R2.4～R3.3	〃
	高校 教具・校具・その他備品整備	スポーツロッカー他	R2.4～R3.3	菊華高等学校
	高校 体育館屋根葺き替え等改修工事	1,170㎡	R2.7～8	〃
	専門学校 教具・工具等更新	机50台、椅子50脚、アイファイルサーバ他	R2.4～R3.3	菊武ビジネス専門学校
専門学校 教校具更新	印刷機	R2.4	専門学校 名古屋ウェディング&フラワー・ビューティ学院	
(令和)3年度	四大 教研機器備品更新	情報センターPC80台他リース	R3.4	名古屋産業大学
	四大 新学科用教校具	PC41台他	R2.4～R3.3	〃 新学科設置経費
	四大 図書購入	260冊	R3.4～12	〃 うち新学科設置経費
	短大 機器購入	PC,プロジェクターなど教校具更新	R3.4～10	名古屋経営短期大学
	短大 図書購入	200冊	R3.4～R4.3	〃
	高校 体育館ステージ改修	285㎡	R3.4～R4.3	菊華高等学校
	高校 野球場整備	U字溝、投光機、防球ネット他	R3.7～9	〃
	高校 情報室機器更新	PC40台他リース	R3.4	〃
	専門学校 第1情報室 PC他機器更新	PC40台他リース	R3.4	菊武ビジネス専門学校
	専門学校 1号館 教具整備	IPAD他	R3.4～R4.3	〃
幼稚園 園庭フェンス取替	50m	R3.7～8	菊武幼稚園	
(令和)4年度	四大 教具・校具更新	プロジェクター等	R4.4～R5.3	名古屋産業大学
	四大 図書購入	300冊	R4.4	〃 うち新学科設置経費
	短大 空調設備更新	2号館 20t 1台	R4.7～8	名古屋経営短期大学
	短大 各コース機器購入	医療事務関連1式他	R4.4～7	〃
	短大 図書購入	1,000冊	R4.4～R5.3	〃
	高校 本館教室改修	300㎡	R4.7～8	菊華高等学校
	専門学校 第4情報室 PC他機器更新	PC40台他リース	R4.4	菊武ビジネス専門学校
	専門学校 教具・校具その他備品整備	ウォータークーラー、OA用の椅子他	R4.4～R5.3	〃
幼稚園 建物部分改修	講堂空調設備2台更新、園児トイレ洋式化	R4.7～8	菊武幼稚園	
(令和)5年度	四大 機器備品整備	PC40台他	R5.4～10	名古屋産業大学
	四大 図書購入	300冊	R5.4～R6.3	〃
	短大 機器購入	システム機器一式	R5.4～10	名古屋経営短期大学
	短大 図書購入	300冊	R5.4～R6.3	〃
	高校 教具・校具・その他備品整備	スポーツロッカー、プリンタ他	R5.4～R6.3	菊華高等学校
	高校 南館教室改修	300㎡	R5.4～R6.3	〃
	専門学校 空調機取替等改修	3号館	R5.7～8	菊武ビジネス専門学校
	専門学校 第5情報室 PC他機器更新	PC40台、ファイアーウォール増設	R5.7～8	〃
専門学校 トータルビューティ関係機器更新	エステ用機器25台他	R5.7～8	専門学校 名古屋ウェディング&フラワー・ビューティ学院	
幼稚園 緊急避難階段更新	外付け2階まで	R5.7～8	菊武幼稚園	
(令和)6年度	四大 機器備品整備		R6.9	名古屋産業大学
	四大 図書購入	650冊	R6.4～R7.3	〃
	短大 2号館教室空調機更新	1台	R76.5	名古屋経営短期大学
	短大 図書購入	350冊	R6.4～R7.3	〃
	高校 北館教室改修	300㎡	R6.7～8	菊華高等学校
	高校 2M PC更新		R6.4	〃
	高校 プロジェクター他教具・工具更新	スポーツロッカー他	R6.4～R7.3	〃
	専門学校 第3情報室PC他更新	PC、机、椅子、IPAD他	R6.4	菊武ビジネス専門学校
	専門学校 教室改修	140㎡	R6.7～8	専門学校 名古屋ウェディング&フラワー・ビューティ学院
幼稚園 機器更新	職員室PC、電話機、園内放送設備	〃	菊武幼稚園	

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位:千円)

科目	年度		開設年度	令和4年度	令和5年度	完成年度
			新設学科分	新設学科分	新設学科分	新設学科分
学生生徒納付金収入			52,000	90,000	127,000	163,000
手数料収入			1,297	1,432	1,538	1,538
寄付金収入			0	0	0	0
補助金収入			1,813	3,523	5,188	6,808
資産売却収入			0	0	0	0
付随事業・収益事業収入			0	0	0	0
受取利息・配当金収入			0	0	0	0
雑収入			148	423	561	561
借入金等収入			0	0	0	0
前受金収入			17,236	22,566	27,752	27,752
その他の収入			73	210	278	278
資金収入調整勘定			0	0	0	0
前年度繰越支払資金			0	△ 25,463	△ 14,256	3,839
収入の部合計			72,567	92,691	148,061	203,776

(支出の部)

科目	年度		開設年度	令和4年度	令和5年度	完成年度
			新設学科分	新設学科分	新設学科分	新設学科分
人件費支出			54,640	68,300	93,620	104,752
教育研究経費支出			20,520	26,377	39,285	45,413
管理経費支出			7,534	11,432	11,317	11,317
借入金等利息支出			0	0	0	0
借入金等返済支出			0	0	0	0
施設関係支出			0	0	0	0
設備関係支出			15,336	838	0	0
資産運用支出			0	0	0	0
その他の支出			0	0	0	0
(予備費)			0	0	0	0
資金支出調整勘定			0	0	0	0
翌年度繰越支払資金			△ 25,463	△ 14,256	3,839	42,294
支出の部合計			72,567	92,691	148,061	203,776

事業活動収支予算決算総括表

（単位：千円）

科目	年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	完成年度
		新設学科分	新設学科分	新設学科分	新設学科分
教育活動収支	収入				
	学生生徒等納付金	52,000	90,000	127,000	163,000
	手数料	1,297	1,432	1,538	1,538
	寄付金	0	0	0	0
	経常費等補助金	1,813	3,523	5,188	6,808
	付随事業収入	0	0	0	0
	雑収入	148	423	561	561
	教育活動収入計	55,258	95,378	134,287	171,907
	支出				
	人件費	54,640	68,300	93,620	104,752
	教育研究経費	21,474	26,377	39,285	45,413
管理経費	7,534	11,432	11,317	11,317	
徴収不能額等	0	0	0	0	
教育活動支出計	83,648	106,109	144,222	161,482	
教育活動収支差額	△ 28,390	△ 10,731	△ 9,935	10,425	
教育活動外収支	収入				
	受取利息・配当金	0	0	0	0
	その他の教育活動外収入	0	0	0	0
	教育活動外収入計	0	0	0	0
	支出				
借入金等利息	0	0	0	0	
その他教育活動外支出	0	0	0	0	
教育活動外支出計	0	0	0	0	
教育活動外収支差額	0	0	0	0	
経常収支差額	△ 28,390	△ 10,731	△ 9,935	10,425	
特別収支	収入				
	資産売却差額	0	0	0	0
	その他の特別収入	0	0	0	0
	特別収入計	0	0	0	0
	支出				
	資産処分差額	0	0	0	0
その他の特別支出	0	0	0	0	
特別支出計	0	0	0	0	
特別収支差額	0	0	0	0	
[予備費]	0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額	△ 28,390	△ 10,731	△ 9,935	10,425	
基本金組入額合計	0	0	0	0	
当年度収支差額	△ 28,390	△ 10,731	△ 9,935	10,425	
前年度繰越収支差額	0	△ 28,390	△ 39,121	△ 49,056	
基本金取崩額	0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額	△ 28,390	△ 39,121	△ 49,056	△ 38,631	

（参考）

事業活動収入 計	55,258	95,378	134,287	171,907
事業活動支出 計	83,648	106,109	144,222	161,482